

4月1日施行まで待ったなし

# 改正個人情報保護法 の最終チェック

第1章

本人同意を得る場合・得ない場合の義務は

個人データの外国提供時に関する  
規制強化の留意点

第2章

これまでよりも具体的な記載が必要

安全管理措置等の公表等に関する  
義務の留意点

第3章

個人関連情報規制、オプトアウト規制強化等

その他の規制強化に関する  
留意点

第4章

規制が緩やかな仮名加工情報とは

個人情報の利活用促進に関する  
留意点

宮内・水町IT法律事務所 弁護士 水町 雅子

2020年に改正された個人情報保護法の施行が4月1日に迫っている。本改正は多岐にわたっており、特に、外国に個人データを提供している場合の情報提供・提供先確認等や、プライバシーポリシーに記載している安全管理措置の内容のより具体的な公表などが義務づけられ、企業にとって影響が大きい。そこで、施行前に確認すべき本改正のポイントと、その実務対応について、解説してもらった。